

# 令和3年第2回 野田市議会定例会付議事件一覧

議案第1号 令和3年度野田市一般会計予算

議案第2号 令和3年度野田市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 令和3年度野田市介護保険特別会計予算

議案第4号 令和3年度野田市次木親野井特定土地区画整理事業特別会計予算

議案第5号 令和3年度野田市後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 令和3年度野田市水道事業会計予算

議案第7号 令和3年度野田市下水道事業会計予算

議案第8号 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・ 予算編成に当たり事務事業の見直しを実施したことに伴い、他市との均衡を図るため、教育委員会の委員の報酬を引き下げ、及び限られた予算の中で市民サービスの向上を図るため、休日市民法律相談事業を実施することに伴い、現在の法律顧問弁護士との協議により法律顧問弁護士の報酬を引き下げようとするもの

(1) 改正内容

- ① 教育委員会の委員の報酬を月額75,000円から月額60,000円に改める。
- ② 法律顧問弁護士の報酬を月額140,000円から月額110,000円に改める。

(2) 施行期日 令和3年4月1日

議案第9号 野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない規模の下限が引き下げられることから、建築関係手数料に関する規定を整備しようとするもの

(1) 改正内容

- ① 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない規模（床面積）の下限が引き下げられる（2,000㎡以上から300㎡以上に）ことに伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を新たに設けるもの。

- ② 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない規模（床面積）の下限が引き下げられる（2,000 m<sup>2</sup>以上から 300 m<sup>2</sup>以上に）ことに伴い、千葉県が手数料の区分を細分化したことに合わせて、低炭素建築物新築等計画の認定、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査に係る手数料の額を引き下げるもの。

(2) 施行期日 令和3年4月1日

議案第10号 野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- ・国民健康保険財政調整基金を活用して保険料を引き下げることが目的として保険料率を改定し、併せて国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料に関する規定について整備するとともに、被保険者とし不在者に関する規定を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

- ① 保険料（医療分）の均等割額を 9,000 円から 8,400 円に改定するもの。  
 ② 保険料の軽減判定所得の算定方法の見直しを行うもの。

区分	改正前	改正後
7割軽減基準額	基礎控除額（33万円）	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）
5割軽減基準額	基礎控除額（33万円）+28.5万円×被保険者数	基礎控除額（43万円）+28.5万円×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数-1）
2割軽減基準額	基礎控除額（33万円）+52万円×被保険者数	基礎控除額（43万円）+52万円×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数-1）

- ③ 低未利用土地等に係る長期譲渡所得の特別控除の創設に伴う見直しを行うもの。  
 ④ 被保険者とし不在者についての規定に以下の改正を行うもの。

- ア 「老人福祉法の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに収容されている者であって、市長が当該施設の長の意見に基づいて認定した者」を削る。  
 イ 「児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないもの」を加える。

(2) 施行期日 令和3年4月1日

(3) 経過措置 この条例による改正後の保険料に関する規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第11号 野田市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について

- ・出産に要する費用については、出産育児一時金を国民健康保険から医療機関に直接支払う制度が整い、貸付制度は役割を終えたことから廃止しようとするもの

施行期日 令和3年4月1日

議案第12号 野田市自転車等放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・自転車の利用を取り巻く環境の変化により自転車に関係する重大事故が増加していることを踏まえ、自転車保険の加入の義務化等自転車等の施策の総合的な推進に関する重要事項を審議するため、現行の野田市自転車等駐車対策協議会の所掌事務を改めるとともに、関係規定を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

- ① 題名を「野田市自転車等駐車対策等に関する条例」に改める。
- ② 現行の野田市自転車等駐車対策協議会の所掌事務に自転車等の施策の総合的な推進に関する重要事項についての意見を述べることを加え、名称を「野田市自転車等駐車対策等協議会」に改める。

(2) 施行期日 令和3年4月1日

議案第13号 野田市関宿はやま工業団地公共施設維持管理基金条例を廃止する条例の制定について

- ・基金を廃止するため制定しようとするもの

施行期日 令和3年4月1日

議案第14号 野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・太陽光発電設備の設置を行う事業者に対し、設置を行う前に地域住民等に対する説明会を開催し、及び説明会に係る報告書を提出することを義務付けし、並びに説明会の開催及び戸別訪問等により、地域住民等の理解を得るよう努めさせるため、関係規定を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

地域住民等への説明会の開催の実施について、これまで要請があったときに開催するものとしていた規定を説明会を実施することを義務とする旨の規定に改める。

(2) 施行期日 令和3年4月1日から施行し、同年7月1日以後に着手する設置事業（この条例の施行の際現に改正前の条例に基づき協議を開始しているものを除く。）について適用する。

議案第15号 野田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

- ・消防団を取り巻く社会環境の変化に伴い、消防団員の数が年々減少傾向にあることから、各分団の実情を勘案し団員定数を改めようとするもの

(1) 改正内容

消防団員定数を860人から720人に改める。

(2) 施行期日 令和3年4月1日

議案第16号 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例及び野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、保険医療機関で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認が導入されたことから、保険医療機関における被保険者証等の提示に係る規定について所要の改正を行おうとするもの

(1) 主な改正内容

野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例及び野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例の助成の方法を定める規定中、被保険者資格の確認について「保険医療機関に社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、受給券を提示」に改める。

(2) 施行期日 公布の日

議案第17号 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について

- ・限られた財源を有効に活用し、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会を実現するための事業を継続して実施するため、助成に係る負担基準額に係る規定について所要の改正を行おうとするもの

(1) 改正内容

身体障害者障害程度等級表の3級の障がいのある者及び知能指数が36以上50以下と判定された者に係る負担基準額を入院1日又は通院1回当たり300円とするもの。

(2) 施行期日 令和3年8月1日

- (3) 経過措置 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後に受給資格者が受ける医療に要する費用に係る助成金について適用し、同日前に受給資格者が受けた医療に要する費用に係る助成金については、なお従前の例による。

議案第18号 野田市心身障がい者福祉手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

- ・限られた財源を有効に活用し、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会を実現するための事業を継続して実施するため、福祉手当の受給資格等並びに種類及び額に係る規定について所要の改正を行おうとするもの

(1) 改正内容

① 受給資格等の改正

- ア 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で障害等級が1級であるものを加える。
- イ 障害福祉サービス利用者を適用除外とする。
- ウ 障害児通所サービス利用者を適用除外とする。
- エ 介護保険サービス利用者を適用除外とする。
- オ 65歳以上の新規手帳取得者を適用除外とする。
- カ 65歳以上でより重い等級となった場合、手当の区分を変更しないものとする。

キ 精神疾患のための3か月を超える入院を適用除外とする。

② 手当の種類追加及び増額

ア 身体障がい者福祉手当1・2級	5,800円	⇒	8,000円
イ 身体障がい者福祉手当3級	4,000円	⇒	6,000円
ウ 身体障がい者福祉手当4級	3,100円	⇒	4,500円
エ 知的障がい者福祉手当	5,800円	⇒	8,000円
オ 精神障がい者福祉手当1級	0円	⇒	8,000円（新設）

(2) 施行期日及び経過措置

令和3年8月1日から施行し、以降1年ごとに増額又は減額し、令和6年8月1日に完全施行する。

議案第19号 野田市あおい空の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

- ・一時支援事業の利用者の利用実態に鑑み、必要な支援を確保するため、利用者の障がいの程度及び利用時間に応じた使用料を設定することに伴い、一時支援事業の使用料の規定を整備しようとするもの

(1) 改正内容

一時支援事業の使用料の上限を6,100円から11,120円に改める。

(2) 施行期日 令和3年4月1日

(3) 経過措置 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第20号 野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例の制定について

- ・意思疎通手段に対する理解及び意思疎通手段の普及の促進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段の確保に関する施策を総合的に推進することにより、障がいのある人の特性に応じた意思疎通手段の確保を図り、もって障がいの有無にかかわらず共生することができる地域社会を実現することを目的に制定しようとするもの

(1) 主な制定内容

① 基本理念

意思疎通手段に対する理解及び意思疎通手段の普及の促進は、障がいのある人が意思疎通手段を利用して意思疎通を図る権利を有するとの認識の下で、全ての市民等が互いにその人格及び個性を尊重し合うことを基本に行わなければならない。

② 市の責務

基本理念にのっとり、意思疎通手段に対する理解及び意思疎通手段の普及の促進並びに意思疎通手段を使いやすい環境の整備に関する施策を講じなければならない。

③ 市民等の役割

本条例への理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努める。

④ 県との連携

市は、施策を講ずるに当たっては、千葉県との連携を図るよう努める。

⑤ 施策の策定及び推進

市は、基本理念にのっとり、次の施策を策定し総合的に推進する。

ア 意思疎通手段に対する理解及び意思疎通手段の普及の促進を図るための施策

イ 市民等が意思疎通手段を学習する機会を確保するための施策

ウ 障がいのある人が特性に応じた意思疎通並びに情報の受信及び発信を行うことができる環境を整備する施策

エ 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他障がいのある人の意思疎通を支援し、又は補助する者の養成及び拡充を図る施策

オ 災害時における意思疎通手段による情報を得やすい環境を整備する施策

カ その他市長が必要と認める施策

(2) 施行期日 令和3年4月1日

議案第21号 野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- ・第8期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの保険料を据え置くとともに、介護保険法施行令の改正に伴い、保険料の算定に関する規定を整備しようとするもの

(1) 改正内容

① 保険料の据え置き

第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの保険料を据え置く

② 保険料の算定に関する規定の整備

ア 第4条第1項第6号 介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料の算定に必要な合計所得金額から控除する特別控除の対象に低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除を追加する。

イ 附則 介護保険法施行令の改正に伴い、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例として、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれる場合、合計所得金額から10万円を控除する。

(2) 施行期日 令和3年4月1日

- (3) 経過措置 この条例による改正後の野田市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第22号 野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

- ① 指定介護予防支援事業者に係る基本方針の追加（人権擁護、虐待防止等のための体制整備、介護保険等関連情報の活用）（第3条第5項及び第6項を新設）

- ② ハラスメント対策の強化（第21条第4項を新設）
  - ③ 業務継続に向けた取組の強化（第21条の2を新設）
  - ④ 感染症対策の強化（第23条の2を新設）
  - ⑤ 運営規程等の掲示に係る見直し（第24条第2項を新設）
  - ⑥ 高齢者虐待防止の推進（第29条の2を新設）
  - ⑦ 会議や多職種連携におけるICTの活用（第33条第9号を改正）
  - ⑧ 記録の保存等に係る見直し（第36条第1項を新設）
  - ⑨ 利用者への説明・同意等に係る見直し（第36条第2項を新設）
- (2) 施行期日 令和3年4月1日
- (3) 経過措置 ③、④及び⑥の改正は、義務化に伴う準備期間として、令和6年3月31日までの間は、努力義務とする。

#### 議案第23号 野田市母子等医療費助成金支給条例を廃止する条例の制定について

- ・ 妊産婦が妊娠出産を起因とした疾病で診療を受けた際の費用については公的医療保険の適用及び高額療養費の給付により、未熟児に係る医療費については子ども医療費の助成により、母子等医療費助成金は役割を終えたことから廃止しようとするもの

(1) 施行期日 令和3年4月1日

(2) 経過措置

ア この条例による廃止前の規定により母子等医療費助成金の支給を受けた者に係る母子等医療費助成金の返還に関する規定は、この条例の施行後もなお効力を有する。

イ この条例の施行の際現に廃止前の規定により助成金の支給を受けることができる者であって当該助成金の支給を受けていない者に対する当該助成金の支給については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

#### 議案第24号 野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・ 3歳児以上の入所が定員を下回っている状況に合わせて野田市立花輪保育所の定員を変更しようとするもの

(1) 改正内容

野田市立花輪保育所の定員を150人から130人に変更する。

(2) 施行期日 令和3年4月1日

#### 議案第25号 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

- ① 代替保育に係る連携施設の確保義務を緩和するもの
- ② 連携施設の確保義務を免除するもの

③ 保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務を免除するもの

(2) 施行期日 令和3年4月1日

議案第26号 野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

① 家庭的保育事業に係る連携施設の確保義務の要件を緩和等するもの

② 家庭的保育事業に対する食事の提供に係る経過措置期間の延長及び食事の提供の特例に係る外部搬入施設を拡大するもの

③ 居宅訪問事業者が行う保育の提供対象の範囲を拡大するもの

(2) 施行期日 令和3年4月1日

議案第27号 野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・鈴木貫太郎記念館を本市の観光の振興施策と一体となって発展させるため、所管を教育委員会から市長に移管するとともに、同館の管理については引き続き教育委員会が行うことに関する関係規定の整備等をしようとするもの

(1) 改正内容

① 市長の所管とし、管理は教育委員会が行うものとする。(第3条)

② 記念館の事業に記念館の資料に係る調査研究に関すること等を加える。(第4条)

③ 入館の制限について明示する。(第6条)

④ 資料等の破損に係る損害賠償について明示する。(第7条)

(2) 施行期日 令和3年4月1日

議案第28号 野田市が管理する市道の構造の技術基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

・自動車道等に路上施設を設ける場合の当該自動車道等の幅員を定める際に勘案している道路構造令の一部改正に伴い、関係規定の整備をしようとするもの

(1) 改正内容

条例第9条第4項、第40条第3項及び第41条第2項中「政令第41条第1項において準用する」を削る。

(2) 施行期日 公布の日

議案第29号 六丁四反調整池築造工事請負契約の締結について

・六丁四反調整池築造工事を施工するため、請負契約を締結しようとするもの

(1) 契約の目的 六丁四反調整池築造工事

(2) 契約の方法 総合評価方式による制限付一般競争入札

(3) 契約金額 金195,140,000円



- (4) 契約の相手方 野田市古布内290番地 田村興業株式会社  
代表取締役 田村 恭男

議案第30号 野田市総合公園の指定管理者の指定について

- ・野田市総合公園の指定管理者として、野田市開発協会・シンコースポーツ共同事業体を指定しようとするもの

公の施設の名称		野田市総合公園
指 定 管 理 者	所在地	千葉県野田市瀬戸1111番地
	名称	野田市開発協会・シンコースポーツ共同事業体 共同事業体の代表者 一般財団法人野田市開発協会 理事長 今村 繁
指定の期間		令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第31号 野田市文化会館及び野田市生涯学習センターの指定管理者の指定について

- ・野田市文化会館及び野田市生涯学習センターの指定管理者として、野田市文化会館・樺のホール活性化共同体を指定しようとするもの

公の施設の名称		野田市文化会館 野田市生涯学習センター
指 定 管 理 者	所在地	東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
	名称	野田市文化会館・樺のホール活性化共同体 共同事業体の代表者 アクティオ株式会社 代表取締役 淡野 文孝
指定の期間		令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第32号 令和2年度野田市一般会計補正予算（第11号）

議案第33号 令和2年度野田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第34号 令和2年度野田市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第35号 令和2年度野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）